

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【令和5年度】

(評価日 令和6年6月28日)

1 施設の概要

施設名	岩手県営武道館
所在地 電話・FAX HP・電子メール	盛岡市みたけ三丁目24-1 019-641-4577・019-641-4559 http://iwate-sposhin.jp/budou/
設置根拠	武道館条例
設置目的	(設置：昭和61年10月) 体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
施設概要	敷地面積 18,498㎡ ○弓道場 (昭和61年9月完成) 延床面積1,086㎡ ・近的場 鉄筋コンクリート造平屋 競技機能：12人立ち、観客席150人 附属施設：会議室2室、更衣室、指導員室、看的室 ・遠的場 鉄筋コンクリート造平屋 競技機能：6人立ち 附属施設：看的室 ○相撲場 (昭和61年9月完成) 鉄骨造平屋、延床面積180㎡ 競技機能：土俵1面、屋外練習場2面、観客席500人 附属施設：シャワー室 ○駐車場：139台 (※スケート場駐車場を除く) ○大道場 (平成2年2月完成) 鉄筋コンクリート造一部地下・地上3階、延床面積4,989㎡ 競技機能：柔道・剣道6面、バレーボール2面、テニス2面、バドミントン6面、卓球18面、ハンドボール1面 観客席：固定席1,000席・アリーナ移動席2,000席 附属施設：会議室2室、ステージ、舞台控室2室、医務室、応接室、トレーニング室等 ○柔道場 (平成2年2月完成) 鉄筋コンクリート造平屋、延床面積745㎡ 競技機能：試合場2面 附属施設：更衣室、シャワー室、指導員室 ○剣道場 (平成2年2月完成) 鉄筋コンクリート造平屋、延床面積745㎡ 競技機能：試合場2面 附属施設：更衣室、シャワー室、指導員室
施設所管課	岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 (電話019-629-6797 メールアドレス AK0003@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日 (5年間)
連絡先	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 総務企画課 019-641-1218

3 指定管理者が行う業務等

業務内容 (主なもの)	施設の使用の許可、利用料金の徴収、維持管理、利用促進及び広聴広報等に関すること。		
職員配置 管理体制	5名 (令和5年4月1日現在) (内訳) 正職員2名、その他3名	組織図 事業団本部 └─ 館長 ─┬─ 主事兼スポーツ専門員(1) └─ 主任主事(1) └─ スポーツ指導員(1) └─ 事務員(1)	
利用料金	別紙のとおり		
開館時間	8:00～21:00	休館日	毎週水曜日、12月29日～1月3日

4 施設の利用状況

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均	指定管理期間						備考
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	期間平均	
第1四半期	38,308	46,025					46,025	
第2四半期	31,931	31,746					31,746	
第3四半期	33,110	35,017					35,017	
第4四半期	22,655	30,938					30,938	
年間計(実績)	126,003	143,726					143,726	
年間計(計画)	177,200	177,800	176,400	174,900	173,500	172,100	174,940	

5 収支の状況

(単位：千円)

区分	前期間平均	指定管理期間						備考
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	期間平均	
収入	利用料金収入	9,731	13,336				13,336	
	県委託料	51,605	56,858				56,858	
	小計	61,336	70,194	0	0	0	70,194	
支出	人件費	25,643	21,623				21,623	
	旅費	25	8				8	
	報償費	0	0				0	
	需用費	17,020	20,952				20,952	
	役務費	1,322	1,410				1,410	
	委託費	14,762	15,988				15,988	
	使用料及び賃借料	617	426				426	
	備品購入費	0	0				0	
	消耗什器備品費	0	0				0	
	福利厚生費	95	114				114	
	負担金	30	15				15	
	その他	3,474	3,935				3,935	
	小計	62,987	64,471	0	0	0	64,471	
収支差額	△1,651	5,723	0	0	0	5,723		

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	1 意見箱設置(施設内3箇所・通年) 2 自主事業・共催事業の参加者を対象としたアンケート(随時) 3 大会主催者の意向調査(随時) 4 事業団共通アンケート(7月) 5 施設利用調整会議参加者へのアンケート(1月・2月) 6 武道教室指導者からの意見聴取(3月)	実施主体	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
------	---	------	------------------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	合計18件 [苦情2件、要望15件、その他1件]		
主な苦情、要望等	対応状況		
隣接する施設から、相撲場のツタや雑草が敷地まで伸びてきている。また、ヒマラヤスギの落ち葉が側溝に溜まっているので掃除してほしい。	職員により、除草、側溝の掃除等を実施したほか、境界付近の雑草に除草剤を散布し対応した。		
真夏の大道場使用時に、終了時間前に警備員が窓を閉めて暑かった。時間内は開けておいてほしい。	利用者いる場合の閉館時の戸締りは、利用時間終了後に行うよう警備員に指示した。		

道場の安土が劣化し、的を設置しても落下することがあるので、新しいものに入れ替えてほしい。	県に予算要望している。
壊れたトレーニングマシンの修繕や古いマシーンを新機種に更新してほしい。	県に予算要望する。
駐車場の区画線をはっきりさせてほしい。	白線の状況を確認し、不明瞭な箇所から順次修繕を行っている。
大道場にエアコンを導入してほしい。(複数)	県に予算要望している。
弓具を更新してほしい。	使用状況や破損状況を確認しながら随時更新している。

7 業務点検・評価 (※)

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、 県が求める水準	実績 (指定管理者の自己評価)	評価 指標
運営業務	設置目的を効率的かつ効果的に達成する。	<ul style="list-style-type: none"> 県下スポーツ少年団剣道大会、県高校新人大会弓道競技等で水曜閉館日に職員の勤務割を工夫して臨時に開館したほか、各種武道競技の大会等で開館時間を1時間早めて開館するなど、利用者ニーズに的確に対応した。 大規模な大会等について、武道館利用団体等連絡会議、県営体育施設調整会議等の開催を通じ、前年度中に翌年度の利用日の決定を行うなど、関係団体と密接に連携しながら効率的・効果的な施設運営に努めた。 一方、上記以外の一般予約については、予約システムを導入し、ホームページから予約ができるように利用者の利便性の向上及び業務の効率化を図った。 	A
施設の利用状況	令和5年度管理運営計画書に定める利用者数及び利用料収入の目標値を達成すること。 目標利用者数 177,800人 目標利用料収入 12,576,000円	<p>【利用者数】 143,726人 (目標値比較: 19.2%減) 【利用料収入】 13,336,175円 (目標値比較: 6.0%増)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者数は143,726人であり、前年度に比べ25,253人(21.3%)増加したが、計画数値に対しては34,074人(△19.2%)下回った。 利用料収入は13,336,175円であり、前年度に比べ1,821,625円(15.8%)増加し、計画数値に対しても760,175円(6.0%)上回った。 利用者数、利用料収入共に前年度より増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い各種制限が解除され、コロナ禍前と同様に各種大会等が開催されたことや観覧者数が増加したこと等が考えられる。 	B
施設の維持管理状況	施設設備の維持管理等の業務を適切に行う。 公有財産及び備品を適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> 清掃や警備等業務は、受託業者に対し、適宜、指導監督、情報共有等を行いながら、施設設備の維持管理を行った。 敷地内の樹木の剪定や雪囲い等については、業者に委託し、適切に管理した。 敷地内の芝については業者に委託して管理しているほか、芝の伸び具合を見ながら職員が芝刈り・雑草取りを実施し、環境整備を実施した。 法定点検となっている消防設備点検(年2回)、地下貯油槽点検(年1回)、ボイラーばい煙濃度測定(年1回)、自家用電気工作物(年4回)、公共建築設備定期点検(年1回)を実施した。 職員による日常点検(1日2回)及び月例点検を実施し、修繕が必要な箇所については、優先順位を決め計画的に修理を進めた。 さらに軽微な箇所については、職員が直接、修繕を行うなど迅速な不具合解消に努めた。 	B

		<p>【修繕費対応の主な事例】 大道場：照明設備修繕、ガス警報器取替、小便器自動洗浄装置修繕 柔道場：床下点検口修繕 剣道場：女子トイレ扉修繕 弓道場：光電式スポット型感知器交換、ガス警報器取替 駐車場：アスファルト舗装修繕、区画線引き直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品及び用具は、特別点検月間（6月、12月）を設けて集中的な点検を行い、「備品・用具点検記録簿」による記録管理を徹底するとともに、ハンドボールゴールなどの使用頻度の高いものについては週1回点検し事故防止に努めた。 ・ トレーニング機器の保守点検については、維持保全と事故の未然防止のため年1回、専門業者による点検を実施し、適切に管理した。 ・ 館内施設の鍵は、各職員が保管管理しているほか、予備の鍵は金庫内に保管管理している。 ・ 毎朝、職員が施設を開錠しながら施設内を巡回し、避難経路における障害物の除去や破損箇所等の確認を行った。 	
記録等の整理・保管	管理に係る各種帳票書類を適正に整理・保管する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各帳簿書類は、年度別に書庫に保管し、すぐに閲覧できるようにしている。 ア 直近4年度分は、随時、閲覧が可能となるよう事務室内の施錠可能なキャビネットに保管 イ 過去5～10年度分は、事務室外の書庫に保管 ウ 過去10年間を超過した分は、廃棄 エ 永年保存資料は、事務室内キャビネット保管 	B
自主事業、提案内容の実施状況	施設の設置目的に沿った、利用促進に繋がる方策に基づき事業を実施する。	<p>【スポ振ぶらんちクラブ】（体育施設合同事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポ振ぶらんちクラブについては、第1期（5/9～7/28）、第2期（9/7～11/30）、第3期（12/5～3/8）の3部構成で実施し、全体では143回の開催（対前年度比：1回減）となった。 ・ ノルディックウォーキング、体幹トレーニング、ステップエクササイズ、ボディーシェイプ、エアロビック、ヨガ、太極拳の7教室を開催し、延べ参加者数は4,220人（対前年度比：276人、7.0%増）となった。 <p>【スポ振キッズうんどう塾】（体育施設合同事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポ振キッズうんどう塾については、前期（4/24～7/10）、後期（9/4～12/4）の2部構成で前年度と同様に24回開催し、延べ参加者数は698人（対前年度比：44人、6.7%増）となった。 <p>【武道関係教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弓道教室（参加者191人）、武道体験会（2回、参加者50人）、少年剣道教室（参加者69人）、少年柔道教室（参加者70人）を開催した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダブルダッチ体験会（全4回、参加者62人）、ダブルダッチぶちスクール（参加者63人）を開催した。 ・ 武道館では、利用者を対象とする障害保険として公益財団法人日本体育施設協会の「スポーツファシリティーズ保険」に加入しているほか、自主事業についても個別に損害保険に加入し、利用者の安心安全を確保している。 ・ 近隣の小・中学校や地域組織を通じて住民の皆さんに主要行事計画や自主事業の内容等を掲載した資料を配布し、武道館について理解を深めていただく取組を実施した。 	B

(施設所管課評価) ・成果のあった点：自主事業にも積極的に取り組んでおり、利用者へのサービス向上に努めている。 ・改善を要する点：特になし。	B
--	---

(2) 運営体制等

項目	事業計画、 県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価 指標
職員の配置 体制	各業務に適した職員を適正に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理申請書 (R5～R9) 及びR 5 管理運営計画書に基づき業務遂行に必要な職員を適正配置した。 【配置職員】 5名 館長 1、主事兼スポーツ専門員 1、主任主事 1、 スポーツ指導員 1、事務員 1	B
苦情、要望対応 体制	利用に関する各種問い合わせや要望及びトラブル等の対応を適切に行う。	<ul style="list-style-type: none"> 事業団の「クレーム対応要綱」に基づき電話や口頭により苦情等を受けた場合には、直ちに館長への報告と対応方針の検討を行い、必要な措置を講じた。併せて、その内容を「クレーム受付処理票」で整理し、職員間で情報を共有した。 その他の細かな事案や苦情、要望については、随時、担当した職員が武道館共有フォルダ「出来事メモ」に入力し、他の職員が確認しながら、全職員で施設運営の改善に努めた。 苦情等事案の対応結果は、当事者に伝えるとともに改善した内容を館内掲示等により利用者へ周知した。 	B
危機管理体制 (事故、緊急時の対応)	災害時・緊急時の対応や、防犯・防災対策として、マニュアルの作成や訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 武道館職員の「非常招集連絡系統図」を作成するとともに、5月には緊急時に連絡を確実にできるよう職員による非常連絡訓練を実施し、職員の危機管理意識を高めるとともに、緊急時における岩手県や関係機関との連絡体制を確保している。 開館日は、早番及び遅番の職員がそれぞれ施設内の巡回を行い、安全を確保した。 盛岡西地区防犯協会連合会との連携より「子ども110番の家」の指定を継続し、地域の防犯活動に取り組んでいる。 自衛消防訓練（6月、11月）を年2回実施し、職員が火災等発生時に、通報、避難誘導等を確実に実施できるよう実動訓練を行い、防災意識の高揚を図った。 「スポーツ振興事業団危機管理要綱」及び「武道館危機管理マニュアル」に基づく職員研修の実施等を通じ、災害時・緊急時における利用者の安全確保に向けたノウハウの蓄積を図った。 地震、事故等により施設破損等が生じた場合には、被害状況を速やかに事業団あて報告している。また、県内で大きな地震が発生し、事業団から被害状況を求められる場合や、盛岡市で震度5強以上の地震が発生した場合には、迅速に被害状況を確認する体制を構築している。 	A
コンプライアンスの取 組み、個人情報 の取扱い	基本協定に基づく秘密の保持、個人情報の保護及び法令順守の確保。 個人情報に関する書類について、適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報については、事業団の「個人情報の保護に関する規程」等に基づき、個人情報の取得から管理（施錠できるキャビネットに保管）、廃棄（シュレッダー処理、焼却、個人情報消去）まで、適正に処理した。 毎月の職員打合会を活用して「コンプライアンス」及び「個人情報保護」（制度の概要資料を作成・配付）について学習する取組を継続実施するとともに、事業団主催のコンプライアンス研修への参加等により、職員の法令順守・個人情報保護の理解を深めた。 	B
県、関係機関 等との連携 体制	基本協定に基づき、近隣住民や関係機関との協力連携に努め、良好な関係を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> 大会等の開催時に周辺道路の混雑が見込まれることから、近隣住民の皆様には事前に地区町内会を通じて年間行事予定の情報を提供するなど、地域との協力確保に取り組んだ。 警察署や消防署等関係機関との協力関係を維持し、緊急時のみならず日頃から密接に連携して対応する体制の構築を図った。 	B

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 城北小学校からの要請を受け、3学年児童を対象に「総合的な学習の時間」の中で施設見学を実施し、学習活動を支援した。 ・ 武道館職員の「非常招集連絡系統図」を作成するとともに、職員による非常連絡訓練を実施し、職員の危機管理意識を高めるとともに、緊急時における岩手県や関係機関との連絡体制を確保している。【再掲】 	
(施設所管課評価)			B
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果のあった点：自衛消防訓練や非常招集訓練の実施及び地域住民への情報提供など、良好な管理運営を行った。 ・ 改善を要する点：特になし。 			

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
利用者サービス	<p>利用者のニーズを把握し、利用者サービス向上に向けた計画を策定し、適切に実施する。</p> <p>利用者への接客サービス向上のための研修等の取り組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用調整会議を2回開催し、武道団体等の次年度の施設利用日等を調整するとともに、武道館に対する要望を受け入れる機会とした。 ・ 大会等の開催に際し、事前に主催者側と「チェックリスト」に基づき事前打ち合わせを行うなど、利用者側のニーズを的確に把握するとともに、円滑な大会運営が図られるよう支援を行った。 ・ 休館日の臨時開館や、時間前開館するなど、利用者からの要望に応じて適切な施設管理運営に努めた。 ・ 事業団主催の接客研修に職員が参加し、接客サービスのスキル向上を図るとともに、職場内でも接客に係る資料配布などを行い、研修成果が全職員へ波及するよう取り組んだ。 ・ 暖房設備や給排水設備等の操作や芝刈り機や除雪機の運転操作手順のOJTを行い、円滑な施設の維持管理を実現した。 ・ 予約システムの導入によりホームページで施設の空き状況の確認、予約等がスムーズにできるようにした。また、月間、週間の行事予定をホームページに掲載するとともに、館内掲示を行うなど、円滑な情報発信に努め、利用者へのサービス向上を図った。 ・ 自主事業の事業内容や募集情報、大会の開催等については、施設ホームページへの掲載や県のツイッター等広報を通じ情報発信を行った。 ・ 1時間単位、区分単位の料金制を維持しつつ、他施設共通の割安な回数券を発行するなど、利用サービスの向上に努めた。 	A
利用者アンケート等	<p>利用者アンケート及び意見箱の設置その他の方法により、利用者のニーズを把握し、施設管理及び事業運営の改善を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武道団体からは、武道館利用調整会議や武道教室運営担当者会議等のほか、武道教室等で来館した際にも随時、意見・要望等を徴取するとともに、「意見箱」や「利用者アンケート」などを活用して、個人利用者からの声にも耳を傾けている。 ・ 要望や意見に係る対応状況については、ホームページや館内掲示により周知を図った。 	B
(施設所管課評価)			A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果のあった点：臨時開館や時間前会館などにより利用者の利便性の向上及び利用者増加に努めた。 ・ 改善を要する点：特になし。 			

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	<p>管理運営計画における収支の積算に対する収支実績が適正である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対するサービスが低下しないよう、また、施設運営に支障が生じないよう計画的、効率的な予算執行に努め、収支の適正化を図った。 	B

指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有している。	・当事業団は、借入金及び貸付金がなく、健全な経営を行った。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点：法人の健全な経営を維持し、支障なく施設運営が行われた。 ・改善を要する点：特になし。			B

※（注1）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注2）評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
 B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
 D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

<p>(1) 指定管理者の自己評価</p> <p>① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の要望を踏まえ臨時開館や早朝開館の対応により、円滑な大会等の開催に貢献した。 ・ 武道団体や個人利用者からの意見・要望を把握し、その対応を施設運営に反映させ、利用者の満足度を向上させた。 ・ 武道団体と密接に連携し、武道教室、弓道教室、少年剣道教室等の各事業を実施し、武道の普及・振興に寄与し、参加者からも高い評価を得た。 ・ 自主事業「スポ振ぶらんちクラブ」を平日の午前中に実施し施設の有効活用を図るとともに、特に女性・中高齢者のスポーツ活動の習慣化や健康寿命の延伸など、健康の保持・増進に貢献した。 ・ 「キッズうんどう塾」や「ダブルダッチ体験会」、「ダブルダッチぷちスクール」を実施し、小学校の児童がさまざまな運動に親しむ機会を提供した。 ・ 毎朝、施設の開錠と合わせた職員点検や、毎月の定期点検を励行し、施設・設備の最新情報（損傷・異常箇所、修理・措置状況、県への予算要求の状況・措置状況）を記録・管理し、利用者が安全かつ快適に施設・設備を利用できるよう努めた。 ・ 備品については、備品シール、一連番号管理及び備品個表（備品保管場所毎・写真添付）による管理を行い、不要になった備品は、定められた手続きを経て廃棄処分し、備品管理の適正化に努めた。 <p>② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道館の設置目的や当事業団の目的を鑑み、利用実績に捕らわれず、魅力ある自主事業としての新たな企画を積極的に検討し、場合によっては事業団の他の施設などとも連携を図りながら、施設を武道以外のスポーツ等でも利用してもらえるよう取り組んでいきたい。 ・ 施設の運営管理面において、武道団体からの協力がより一層得られるよう連携体制の強化を図っていきたい。 ・ 武道館においても過去に熱中症による救急事案が発生しており、利用者の熱中症リスクを軽減するため大道場に新たな冷房設備の整備が必要であるとともに、施設・設備の老朽化等により、ケガなど利用者への健康被害の恐れのある施設・設備について、県と協議を行いながら計画的に更新を進める必要がある。 <p>③ 県に対する要望、意見等</p> <p>武道館が開館してから30年以上が経過し、施設・設備が各所にわたって経年劣化を来しており、特にボイラーや照明設備など補修部品が製造されていないものもあり、故障することにより開館できない事態も想定される。利用者に安全で快適なスポーツ環境を提供するため、長期的な見通しのもと施設、設備等の計画的な更新や改修をお願いしたい。</p>
--

【安全上問題のある主な施設・設備】

ア 故障が発生すると施設運営に多大な影響を及ぼすもの

- ・ 大道場LED照明設備更新工事（約138百万円）
- ・ 大道場及び柔・剣道場等の照明制御盤及び中央監視盤の更新（約20百万円）
- ・ 大道場及び柔・剣道場の暖房用ボイラーの更新（約33百万円 ※附帯工事費含む）
- ・ 大道場高圧ケーブルの更新（約1.3百万円）
- ・ 直流電源装置用蓄電池等の更新（約6.6百万円）

イ 熱中症対策として必要なもの

- ・ 大道場の冷房設備の新設（約114百万円）

ウ 怪我等を及ぼす可能性の高いもの

- ・ 大道場床通気口（東西）木部ささくれ補修（約5.3百万円）

エ 競技会場として必要な措置、利便性を向上させるもの

- ・ 弓道場（近的）安土入替工事（約2.5百万円）
- ・ 音響設備修繕・更新工事（約4.7百万円）

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について

利用サービス向上に向けて、様々な工夫を施し、利用者及び利用料収入の増加に努め、創意工夫を凝らしながら施設運営を行っている。

① 県の対応状況について（自己評価）

経年劣化等による施設の修繕については、引き続き予算の確保に努めるとともに、修繕の確実な遂行を通じて利用者の安全確保を図りたい。

今後も指定管理者と連携しながら、管理運営に関する問題の解決に努める。

② 次期指定管理者選定時における検討課題等

施設設備の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化を図るよう計画的に維持修繕に取り組む必要がある。

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）

なし

改善状況

（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）

改善状況の確認

（再評価年月日 年 月 日）

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区分		利用料金												区分ごとに	個人使用		
		貸切使用													1人4時間までごとに	普通使用 (1回につき)	回数使用 (6回につき)
		土曜日及び休日						その他の日									
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合						
8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで						
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円 1,060	円 1,330	円 2,220	円 2,130	円 2,670	円 4,440	円 880	円 1,110	円 1,850	円 1,770	円 2,220	円 3,700	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額(ただし、その額が10円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てた利用料金とする)	円 130	円 650	
	一般	2,130	2,670	4,440	4,260	5,330	8,890	1,770	2,220	3,700	3,550	4,450	7,400		350	1,750	
柔道場及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	530	660	1,110	1,060	1,330	2,220	440	550	920	880	1,110	1,850		130	650	
	一般	1,060	1,330	2,220	2,130	2,670	4,440	880	1,110	1,850	1,770	2,220	3,700		350	1,750	
弓道場	近的場	小学校児童、生徒及び学生	570	570	1,140	1,140	1,140	2,290	470	470	960	950	950		1,910	130	650
		一般	1,140	1,140	2,290	2,290	2,290	4,600	950	950	1,910	1,910	1,910		3,830	350	1,750
	遠的場	小学校児童、生徒及び学生	280	280	570	570	570	1,140	240	240	470	470	470		960	130	650
		一般	570	570	1,140	1,140	1,140	2,290	470	470	960	950	950		1,910	350	1,750
相撲場	小学校児童、生徒及び学生	230	230	470	460	460	960	190	190	390	380	380	790		130	650	
	一般	460	460	960	920	920	1,910	380	380	790	770	770	1,590		350	1,750	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区分		利用料金												区分ごとに
		貸切使用												
		土曜日及び休日						その他の日						
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			
8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで			
大道場	円 42,580	円 66,690	円 88,960	円 63,870	円 100,050	円 133,440	円 35,490	円 55,560	円 74,140	円 53,220	円 83,360	円 111,190	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額(ただし、その額が10円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てた利用料金とする)	
柔道場及び剣道場	21,290	33,330	44,470	31,930	50,020	66,720	17,730	27,780	37,070	26,610	41,690	55,590		
弓道場	近的場	11,470	14,380	23,010	22,970	28,750	46,010	9,560	11,980	19,170	19,130	23,940		38,350
	遠的場	5,740	7,190	11,490	11,470	14,380	23,010	4,770	5,990	9,590	9,560	11,980		19,170
相撲場	4,760	5,760	9,580	9,550	11,490	19,160	3,970	4,780	7,970	7,940	9,590	15,970		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 貸切使用の場合において、8時前に使用するときは、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
第1会議室		1時間までごとに		円 670	円 1,540
第2会議室		1時間までごとに		270	640
第3会議室		1時間までごとに		250	610
第4会議室		1時間までごとに		250	610
ステージ		1時間までごとに		290	910
トレーニン グ室	生徒及び 学生	1人に つき	普通使用（1回につき）	150	830
			回数使用（6回につき）	750	
	一般	1人に つき	普通使用（1回につき）	310	830
			回数使用（6回につき）	1,550	
放送設備（アリーナ）		1式1時間までごとに		290	690
放送設備（その他）		1式1時間までごとに		250	610
電光得点盤		1式1時間までごとに		350	690
電光掲示板		1式1時間までごとに		270	530
ピアノ		1台1時間までごとに		550	1,120
机		1台5時間までごとに		30	70
いす（1人用）		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		130	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	70
テニス用具		1式1時間までごとに		40	90
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	90
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	70
卓球用具		1式1時間までごとに		70	140
レスリングマット		1式1時間までごとに		190	400
テント		1張1日までごとに		410	円
ロッカー		1回につき		100	
シャワー		1回につき		100	
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに210円

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。